1	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	3年4月~平成24年3月に検査を終 公表内容	指摘時期
	1. 経営管理態 勢	(3) 経営体制		するに足りる人的 構成が確保されて	金商法第52条第1項第 1号 金商法第29条の4第1 項第1号ニ	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fsa.go.io/sess/news/o.2012/2012/20120309-1.htm	24.1~3
Ⅱ-2-4 業務編・投	思労 1. 小恣助量.	(1) 経営陣の取 組み (1) 勧誘状況等	助言	検査忌避 投資顧問契約の締 結に関し偽計を用 いる行為等	金商法第198条の6第 11号 金商法第38条の2第1 号 金商法第47条 金商法第37条の3第1 項 金商法第37条の4第1 項	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	titte://www.fina.go.in/sesse/nesss/s-2011/2011/20111220-3.htm	23.10~12
	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第一種 (有価)	職務上の地位を利 用した有価証券の 取引をする行為等	金商法第38条第7号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第12号 金商法第38条第7号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第2号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fna.go.io/sess/news/o.2011/2011/20111125-1.htm	23.10~12
態勢編•共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第一程 (有価)	その情状が特に重	金商法第52条第1項第	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fsa.go.jo/seso/news/c-2011/2011/20111209-2.htm	23.10~12
態勢編•共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第一種 (有価)	金融商品取引業に 関し、不正又は著 しく不当な行為をし た場合において、 その情状が特に重 いと認められる状 況	金商法第52条第1項第 9号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fina.go.in/sesse/nesse/c-2011/2011/20111209-1.htm	23.10~12

1	検査マニュア.	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	5年4月~平成24年3月に検査を終	指摘時期
	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	助言	外国投資証券に係 る募集等の取扱い を行っている状況	金商法第29条 証取法第28条	当社は、第一種金融商品取引業(証券業)の登録を行わないまま、平成17年6月から検査基準日(同23年4月11日)までの間、当社と投資顧問契約を締結していない者を含む多数の顧客(以下「投資顧問顧客等」という。)に対し、個別の外国投資証券について商品内容等の説明を行っていたほか、取得の申込書類等を発行体等に取次ぐなど、外国投資証券に係る募集の取扱い又は私募の取扱いを行い、これにより少なくとも12名の投資顧問顧客等が延べ21回取得に至っている状況が認められた。	O http://www.fsa.go.in/seso/news/c-2011/2011/20110930-1.htm	23.7~9
態勢編•共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	特例	集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業	金商法第29条	当社は、平成20年3月に、当局へ適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務として自らを無限責任組合員とし、A投資事業有限責任組合の出資持分の私募(以下「自己私募」という。)及び運用(以下「自己運用」という。)並びにB投資事業有限責任組合の自己私募を行っているが、これらのファンドについては、適格機関投資家からの出資がない。したがって、当社が業務として行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。	O http://www.fsa.go.in/sesc/news/n.2011/2011/20110521-2.htm	23.4~6
Ⅱ-1-1 態勢編·共 通項目		(f0) 外務委託業 務の管理	第一種 (その他)	業務委託先に係る管理態勢の不備	-	当社は、投資サークルを運営するA社(金融商品取引業者ではない)と顧客紹介に係る業務委託契約を締結し、A社の紹介による口座開設数及び紹介顧客の取引額に応じた報酬をA社に支払っている。このような状況下、A社において、以下のとおり勧誘行為を行っている状況が認められた。(1)A社は、投資サークルに入会申込を行った者に対し、「当社に口座を開設すれば、入会金は無料で投資情報を提供する。」と説明し、当社での口座開設を勧誘している。(2)A社は、「当社の「稼動状況改善への取組み」にご理解いただける方」を受信条件として、無料で取引条件値を提供する内容のメール等を会員あて配信し、当社での取引を勧誘している。この点、当社は、A社との業務委託契約において、勧誘行為等の禁止条項を盛り込んではいるものの、A社に対し、具体的にどこまでの行為が許容され、どのような行為が勧誘となるか等の説明は行っておらず、また、契約締結後も、紹介業務の具体的な実態把握を何ら行っていなかったことから、A社の勧誘行為を看過していた。上記のとおり、当社における業務委託先に係る管理態勢には不備があると認められる。	-	23.10~12
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種 (有価)	法人関係情報に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第5号	当社社長及び営業員は、A社の法人関係情報を取得したが、社内規程に沿ったコンプライアンス部への報告を行っていなかった。一方、コンプライアンス部長は、その業務上当該情報に接していたが、法人関係情報の登録漏れに気付くことなく業務を行っていた。また、当社は、当該情報の公表までの間、当該情報を利用した不公正取引に係る売買管理等を行っていなかった。また、当該営業員から他の営業員に当該情報が漏れていた事実が認められた。	-	24.1~3
Ⅱ-1-2 態勢編•第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一程 (右碼)		金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第14号	今回検査において、当社の情報セキュリティ管理態勢等について検証したところ、(1)サーバーの特権ID及びパスワード等に係るアクセス管理(2)口座番号等の顧客口座情報に係るアクセス管理(3)機微情報に係るアクセス管理(4)役職員のユーザーIDに係る更新等の管理(5)当社と同等の顧客情報等を保有している子会社に対する情報セキュリティ管理の指導等が不十分な状況といった情報セキュリティ管理に係る不備が認められたほか、(6)情報セキュリティ監査が不十分な状況が認められた。	_	23.4~6

	検査マニュア	بال	業種	区分	関係条文等		<u>年4月~平成24年3月に快貨を終</u> 公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	_	(5) 障害発生時 の対応	第一種	電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第14号	当社は、インターネット取引を中心としたFX取引及びCFD取引を主要業務としているが、今回検査において当社のシステムリスク管理態勢について検証したところ、(1)システム障害の原因究明や対策に関する管理が不十分であったことから同じ原因によるシステム障害が発生しているほか、システム障害発生の当局への報告漏れ及びシステム障害による顧客影響を確認していないものが認められた。(2)当局へ報告していないシステム障害については、網羅的な記録がなく、障害の集計・分析を行っておらず、また、取締役会に報告もされていなかった。(3)システム障害管理をシステム監査の対象としていなかった。(4)個人情報関連以外の情報セキュリティに関する社内規程等を定めておらず、アカウント管理に係る具体的な手順を整備していなかった。	_	23.4~6
	1. 内部管理態 勢	(1) 経営者の認 識	第二種	極めて不適切な行 為に関与している 状況	金商法第51条	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fsa.go.ja/sesc/news/c.2012/2012/20120309-1.htm	24.1~3
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	第一種	特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第8号	当社は、特定口座開設顧客が当該口座において保有する株式銘柄に係る株主割当増資に関し、当該増資への申込みを行うか否かにかかわらず、当該銘柄を保有する顧客全員が申込みを行ったものとみなして、株式の取得価額を算出するシステムを導入している。 当該システムでは、当該増資への申込みを行わない顧客について、権利落ち後に当該銘柄の取得金額を修正する必要があるものの、当社はその必要性について認識がないことから従前からこれを行っていない。 更に、検査対象期間中に株主割当増資の払込期日が到来している銘柄のうち、権利落ち日に保有顧客のいる5銘柄について検証したところ、1銘柄2顧客について、取得金額の修正が行われていない状態で当該銘柄が売却されており、当社は、当該2顧客の特定口座年間取引報告書について「取得費及び譲渡に要した費用の額等」及び「差引金額(差損益額)」の数値が誤った表示のまま交付していた。 上記の当社における業務運営状況は、「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものと認められる。	_	23.10~12
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証 (2) 勧誘状況の 検証	仲介		金商法第66条の15において準用する同法第40条第2号に基づく金商業等府令第281条第6号商法第66条の5第1項	当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の状況が認められた。 (1)当社では、営業員1名が営業全般を担当しており、当該営業員は5顧客14件について投資信託の乗換勧誘を行っていたが、うち2顧客3件について、買付けを勧誘した投資信託の手数料率が2.625%又は3.675%であるにもかかわらず、大半の投資信託の手数料率は3%であるという思い込みから、手数料率は3%であると説明していた。また、当社では、「乗換記録簿」に手数料率の記載漏れや誤りも認められているなど、乗換勧誘に係る社内管理態勢の構築が適切に行われていない状況にあると認められた。 (2)当社社長及び取締役が、検査基準日現在、他の会社の常務に従事しているにもかかわらず、金商業等府令第258条第2号に定める事項について、金商法第66条の5第1項に基づく登録申請書記載事項に係る変更届出を行っていない。	_	23.10~12

			ALL TIT		99 K A - M		年4月~平成24年3月に検査を終	
<u></u>	<u> 食査マニュア</u>	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容 公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編•共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	特例	集団投資スキーム 持分の契約の締結 又はその勧誘に関 して虚偽の告知を する行為	金商法63条第4項に基 づき金融商品取引業者 とみなして適用する同 法第38条第1号	当社が適格機関投資家等特例業務として顧客と匿名組合契約を締結する方法により行っている集団投資スキーム持分の私募及び運用について検証したところ、以下のとおり、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。(1)当社は、収入を得られるような事業を行っておらず、出資金の一部を運転資金等に使用せざるを得ない状況にあったにもかかわらず、出資金を運転資金等として使用しない旨を顧客に配布した資料に記載することにより、虚偽の告知をし、実際に出資金の一部を従業員の給与等の運転資金等の支払いに充てた。(2)当社は、A社が運営するFX取引のシステムトレードで出資金の一部を運用することとしていたが、運用実績が悪いこと等からシステムトレードでの運用を断念していたにもかかわらず、システムトレードの長所を顧客にアピールする等、システムトレードで運用する旨を勧誘資料に記載するなど、虚偽の告知をした。(3)当社は、当社が取得勧誘している集団投資スキーム持分が、運用実績によっては損失を生ずる可能性があるにもかかわらず、銀行の定期預金と同様であるなど、元本が毀損するリスクのない金融商品であるかのように、虚偽の告知をした。	_	23.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	第二種	集団投資スキーム 持分の私募の取扱 いに関して、顧客 に対し特別の利益 の提供を約する行 為	金商法第38条第7号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第3号	当社は、遅くとも平成22年10月以降、集団投資スキーム持分(以下「ファンド」という。)の私募の取扱いに関して、顧客に対し、自ら又は第三者を名乗る者をして「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、保有している未公開株を買い取る。」あるいは「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、後日、10倍の値段で買い戻す。」といった通常のサービスと考えられる以上の特別の利益の提供を約して、ファンドの取得勧誘を行っていたことが認められた。	O http://www.fsa.go.jp/seso/news/c.2011/2011/20110412-2.htm	23.4~6
Ⅱ-2-1 業務編•共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	第二種	法定書面の未交付 等	(1)金商法第37条の3第 1項、第37条の4第1項 (2)金商法第47条	当社は、匿名組合の出資持分の取得勧誘を行っているが、当該匿名組合契約を締結した全出 資者5顧客について検証したところ。 (1)2顧客について、当社が行った取得勧誘に係る契約締結前交付書面及び契約締結時交付書 面を作成・交付していなかった。 (2)契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の写しを保管しておらず、また、全5顧客分の 顧客勘定元帳を作成していなかった。	-	23.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	助言	法定書面の未交付 等	金商法第37条の4第1 項 金商法第47条 金商法第47条の2	当社は、投資顧問契約を締結した複数の顧客に対して交付した契約締結時交付書面に、顧客に対して投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名など、8項目にわたる法定記載事項について記載していなかった。 また、当該顧客に対して行った投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面を作成・保存していなかった。 さらに、金融商品取引業以外の業務において得た収益を、投資助言・代理業で得た収益として収益勘定に計上するなど、虚偽又は誤った計数を記載した事業報告書を当局へ提出していた。	-	23.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	助言	法定書面の未交付 等	金商法第37条の3第1 項 通高法第37条の4第1 項 金商法第47条	当社において、以下の法令違反行為が認められた。 (1)複数の顧客に交付した契約締結前交付書面の記載事項について、当社は個人業者であるところ、当該書面には名称(屋号)の記載があるのみで、氏名の記載がなく、また、手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項の概要を枠の中に記載していない。 (2)投資顧問契約を締結した複数の顧客に交付した契約締結時交付書面の記載事項について、契約期間として「1ヶ月間を単位」との表記があるものの、契約始期と終期が特定されておらず、契約期間が明記されていない。 (3)複数の顧客について、契約締結時交付書面を作成・交付しておらず、また、締結した投資顧問契約の内容を記載した書面を作成・保存していない。	-	23.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	3. 顧客情報の 管理	_	第一種 (有価)	個人データの不適 切な取扱い	_	当社は、新規顧客獲得のために入手した個人データに関し、既存顧客以外の見込客に係る情報は管理の必要がないといった、経営陣を含む当社幹部の根本的な認識誤りから、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針2-4により義務付けられている台帳等による管理を行っておらず、個人情報の漏えい、紛失の危険を防止するために必要な対応が十分なされていないなど、当社の個人情報保護管理態勢は不十分であった。	-	23.4~6

1	検査マニュア.	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	年4月~平成24年3月に検査を終 公表内容	指摘時期
	3. 顧客情報の 管理	_	第一種	個人情報保護管理 態勢の不備	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第6号	当社における個人情報の保護に関する内部管理態勢を検証したところ、以下の状況が認められた。 イ、安全管理措置の未整備 当社には、個人データの管理区域外への持出し状況の記録がないため、持ち出した個人データの特定及び持出者等を確認することができず、また、個人データの消去・廃棄についても、確認手続き等を定めていないなどの状況が認められた。 ロ、個人データへのアクセス権限の管理不備 問題発生時に誰が個人データにアクセスしたか把握できないなど、個人データへのアクセス権限の管理不備が認められた。 ハ、委託先の監督不備等 当社は個人データを取り扱う業務を4社に委託しているが、「委託先選定の基準」及び「再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準」を定めていない。また、委託先社社のうち2社が再委託しているにもかかわらず、2社とも当該委託契約に「再委託における条件」が盛り込まれていないなど、委託先が上記基準や条件を満たしているか確認し、遵守するよう監督することができない状況にある。 さらに、当社は、再委託先に付与されているシステムアカウント等の管理状況を把握していないほか、データセンターへの入室管理も行っていないなど、個人データの取扱いに関する委託先の適切な監督が行われていない状況が認められた。	-	24.1~3
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	4. 本人確認等	_	第一種(有価)	本人確認等義務違反	犯収法第6条第1項	(1)当社は、犯収法施行規則第10条第1項第8号で定める「本人確認を行った方法」に係る本人確認記録について、本人確認を行った書類の名称を記載すれば足り、当該書類の原本の提示を受けたのか、あるいは写しの受領等を行ったかの別など、犯収法施行規則第3条で定める本人確認の方法まで記載する必要はないと誤って理解しており、本人確認を行った方法の記録に不備が認められた。 (2)営業員が本人確認を行った書類と異なる書類を、本人確認記録の添付書類としている事例が認められた。 (3)当社では、代理人に係る本人確認の履行及び本人確認記録の作成を指導したとしているが、内部管理者による代理人取引の把握、管理が行われていないなか、代理人取引に係る本人確認記録の未作成が認められた。	-	23.7~9
Ⅱ-2-1 業務編-共 通項目	4. 本人確認等	-		なりすまし取引が 疑われる口座に係 る検証態勢が不十 分な状況等	_	当社において、以下のとおり、顧客管理に関する内部管理態勢の不備が認められた。 (1)当社は、なりすまし取引の防止策として、 ① 既存顧客とメールアドレス(以下「アドレス」という。)等が重複した新規口座開設申込者に対し、アドレス等の再確認を行い、これにより重複が解消された場合に口座開設を認めているが、当該申込者からの回答のみをもってその可否を判断しており、当該申込者及びアドレスが重複する既存顧客に対し、取引の主体、重複の理由等の確認を行っていない。また、その後の取引の継続的な監視や取引内容の検証も何ら行っていない。 ② 既存顧客について、アドレスの名寄せ調査を定期に実施しており、アドレスが重複した顧客に対して、本人確認書類の再提出及び借名口座や架空名義口座ではない旨の確認書を徴求しているが、当該書類の受領をもって調査完了としており、取引主体等の確認及びその後の取引の継続的な監視や取引内容の検証を何ら行っていない。 (2) 当社は、口座開設時に、反社会的勢力との取引を未然に防止するための事前審査を実施しているが、法人口座のみを対象としてインターネット上の検索サイトを用いて実施しているのみで、当社の口座の大部分を占める個人口座については一切行っていない。	_	23.10~12
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	4. 本人確認等	_	第二種	本人確認義務違反	犯収法第4条第1項 犯収法第6条第1項	第二種金融商品取引業の登録以降、当社において匿名組合契約を締結した顧客について、本 人確認の状況を検証したところ、以下の法令違反行為が認められた。 (1) 当社は、一部の顧客を除いて、本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていない。 (2) 本人確認書類として運転免許証の写しの送付を受けた一部の顧客に対して、取引関係文書 を転送不要郵便等で送付していない。 (3) 顧客全てについて、本人確認記録を作成していない。	-	23.10~12

1	検査マニュア	JL I	業種	区分	関係条文等	指摘事項	年4月~平成24年3月に検査を終	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者		(2)	第一種(有 価)	外国投資信託受益 証券につき、基準 価額等が虚偽であ ること又はその可 能性を認識しなが	金商法第38条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	htts://www.fsa.go.in/sexc/news/c-2012/2012/20120323-1.htm	24.1~3
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2) 勧誘状況	登金	損失補てんを申し 込む行為	金商法第39条第1項第 2号	当社A支店長は、当社が販売した仕組債に多額の評価損が発生した顧客の親族から、仕組債の勧誘に問題があったと指摘され、販売した責任などとして、仕組債の解約後の資金を定期預金にした場合の金利上乗せを検討して欲しいなどの要求に応じ、金利優遇の提示を行った。当社のコンプライアンス室等は、A支店長から仕組債の損失の発生に端を発して金利優遇を求められた旨の報告・相談を受けていたにもかかわらず、その事実調査や適法性、妥当性の検討、指導を行わなかった。	-	24.1~3
Ⅱ-2-2 業務種。第 一商品 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種(その他)		基づく金商業等府令第	当社は、有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制に対応するため、平成22年12月20日7:00(取引開始時)からロスカット水準を変更し、変更後の水準に達した建玉について順次ロスカット取引を執行した。このとき、顧客Aの建玉5銘柄についても、変更後のロスカット水準に達していたことから20日の始値でロスカット取引が行われる予定であった。しかしながら、うち4銘柄(当該4銘柄)については、配当金の支払いのため当社がシステム上に制限をかけていたことからロスカット取引が行われず、翌日21日のザラ場での取引となった。このため、当社は顧客Aの建玉に係るロスカット取引の訂正作業を開始したものの、(1)訂正の対象を当該4銘柄とすべきところ、5銘柄とし、(2)20日の始値で再執行すべきところ、(20日の前営業日である)17日の終値で行っていた。このように、当社は顧客Aに対しシステム障害により発生した損失を補てんしているが、誤った内容で訂正処理を行ったうえ、金商法に基づく事後の周出を行っていなかった。当社においては、本件の訂正処理について、複数の者が関わっていたにもかかわらず、適切なチェックが行われていなかったことから、このような不適切な処理が行われていたものである。	_	23.7~9
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者		(4) 自己売買取 引	第一程 (有価)	もって、当該株式に	金商法第38条第7号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第19号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fsa.go.jo/sesc/news/c-2012/2012/20120224-1.htm	24.1~3
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	4. 北层兴米	(1) 勧誘・取引 実態の把握			金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第9号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c.2012/2012/20120217~1.htm	24.1~3

7	検査マニュア	п. Т	業種	区分	関係条文等	指摘事項	3年4月~平成24年3月に検査を終	
<u></u>	大国: ヾーユ <i>厂</i> 	<i></i>	未性	스까		│ 増加争収 │ 当社は、見込み顧客に対し、当社を紹介する内容のはがきを送付した上で、当社が行うFX取	公表内容	指摘時期
	デリバティ	(1) 勧誘・取引 実態の把握	(その他)	勧誘を受ける意思 の有無を確認する ことをしないで勧誘 をする行為	平成21年法律第58号に よる改正前の金商法第 38条第4号	当れば、元から版合に対し、当社が加りては、当社が刊りてなり、当社が刊りてなり、当社が広告を行っているとしている。しかしながら、当社が広告をとしている上記の案内文書等の内容は、当社での取引に誘引するものであり、顧客に対する勧誘に該当すると認められた。これに対し、当社は、上記案内文書等が勧誘に該当するとしても、事前に送付している上記はがきにより、顧客の勧誘受諾意思の有無について確認を行っているとしてしたが、当該はがきの内容は、「弊社が提供するサービスに関する情報を提供させて頂きたいと考えている。弊社からの情報提供を希望しない場合は、弊社をで連絡下さい」との記述にとどまっており、(1)「勧誘を行う」旨が明記されていないことから、はがきを受け取った多数の者において、今後提供される資料が、勧誘資料ではなく、単なる情報提供レベルにとどまると誤認するケースが生じると想定されること、(2)勧誘を希望しない旨の連絡を行った者以外の意思について確認したものとなっていないこと、から、当社の上記の行為は、当社が、FX取引に係る契約の締結につき、当該取引の勧誘に先立って、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認したものとは認められない。	_	23.4~6
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者		(3) 勧誘資料	登金	店頭デリバティブ 取引に係る説明等 の不備		平成23年4月の日本証券業協会や金融先物取引業協会の自主規制規則の改正により、店頭デリバティブ取引等の契約締結時の顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が必要とされたが、当社においては店頭デリバティブ取引について、同一スキームの取引経験が1回以上あるなど一定の顧客が6か月以内に同一商品を同一スキームにて取り組む場合、顧客に対する説明や確認書の徴求が省略可能とされていたことから、多くの店頭デリバティブ取引について、顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が行われていなかった。	_	24.1~3
	5. デリバティ ブ営業等	(3) 勧誘資料	登金	店頭デリバティブ 取引に係る説明等 の不備	-	当社が通貨オプション取引等の店頭デリバティブ取引契約を締結しようとする際に顧客へ交付する契約締結前交付書面の内容について検証したところ、以下のとおり問題が認められた。イ 当社では、通貨オプション取引及びクーポンスワップ取引に係る金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した中途解約清算金の試算において、直物為替のストレスシナリオにいては、策定日以前の過去10年間の最円高である1ドル=84481円としていたが、策定日に1ドル=91,90円であった為替レートは、その後の急速な円高の進行により、ストレスシナリオを超える為替水準となっていたにもかかわらず、検査基準日現在(1ドル=76円台)に至るまで見直されておらず、当社の中途解約清算金額が適切に試算されているものとは認められない。ロ、当社では、決済額増加型の通貨オプション取引(あらかじめをめられた行使価格より円高となった場合に顧客の受渡日における外貨購入額が増加するもの)に係る金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した最大損失額の試算において、外貨購入額が増加した場合に必要となる円資金の支払額等を想定最大損失額とし、資金繰りの面から顧客へ提示していたが、当該提示では不十分であり、通貨オブション取引を行ったことにより最大どの程度の損失を被るかという観点から試算した想定最大想定損失額を顧客に提示する必要があるものと認められる。	-	24.1~3
	9. 分別管理業 務	(1) 対象有価証 券及び金銭	第一種 (有価)	顧客分別金信託を 不正に流用してい る状況等	金商法第43条の2第2 項 金商法第52条第1項第 7号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fsa.go.in/seso/news/s.2012/2012/20120313-1.htm	24.1~3

	検査マニュア	II.	業種	区分	明友久立生		~ 平成24年3月に検査を終 」	
	<u> 快宜 マーユア </u> 	<i>/ν</i>	<u></u> 耒梩	区分	関係条文等	指摘事項 当社は、一部の経費等について、当社が支払うべき費用等であることが確定しているにもかか	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引		(1) 純財産額の 算出に査の方 る法 (2) 純財方 額の 類出方 額の 類別 額の 額の 額の 額 額 額 額 額 額 額 額 額 額 額 額 額 額 額	第一種 (有価)	純財産額が最低純 財産額を下回る状 況	金商法第52条第1項第 3号 金商法第53条第2項 金商法第46条の6第1 項	国主は、一部の経資等にない、当社が及れが、宣信、日本の大海が、支払未済であり、かつ、当社の帳簿に未払費用等の負債として計上していなかった。当社は、支払未済の経費等を計上すれば、純財産額及び自己資本規制比率の法定の基準を維持できないことは明白であったことから、事実と異なることを知りながら、当該経費等を簿外にすることで、虚偽の純財産額及び自己資本規制比率を算出し、関東財務局長あてに届け出るとともに、平成23年3月末の財産の状況として虚偽の自己資本規制比率が記載された書面を公衆の縦覧に供していた。また、当社においては、平成23年3月中旬以降、当社社長をはじめ会社の運営を取り仕切る常勤役員が当社に不在の状況が続いており、金融商品取引業者として法令等を遵守し、的確な業務運営を行える態勢にはない状況などが認められた。上記のとおり、当社の純財産額が法定の純財産額に満たない状況は、第一種金融商品取引	www.fna.go.ja/sess/news/s.2011/2011/20110715-2.htm	23.7~9
業者	12. 自己資本規 制比率	(5) 自己資本規 制比率の報 告		自己資本規制比率 の虚偽の届出等	・	上記のとの、当社の連邦性領別が法定の経済性額に利用されて、別は、第一種金融商品取引業者に対して、監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金商法第52条第1項第3号に該当するものと認められる。また、当社の自己資本規制比率が100%を下回っている状況は、第一種金融商品取引業者に対して、監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金商法第53条第2項に定める「金融商品取引業者が第46条の6第2項の規定に違反している場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。		
II -2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	11. 財産・経理 12. 自己資本規 制比率	(1) 純財産産額ののす方 法 (5)自制生産ののする法 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。 (5)自制生産ののである。	第一種(有価)	財産額を下回る状況	金商法第52条第1項第 3号 金商法第53条第2項 金商法第46条の6第1 項 金商法第52第1項第6 号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	ooverfrage in/sess/news/s 2011/2011/20111021-1 htm	23.10~12
	12. 自己資本規 制比率	(4) 自己資本規 制比率の算 出及び把握		自己資本規制比率 の算出誤り	金商法第46条の6第1 項 金商法第46条の6第3 項	当社は、自己資本規制比率の算出に当たり、(1)当社が自己勘定で保有している投資信託について、平成22年6月末までは時価として基準価額を用いて評価していたものの、その翌月からは取得原価に基づく評価に変更しているが、合理的な理由なく評価方法を変更しており、従前どおり基準価額に基づき評価すべきであった。(2)当該投資信託のリスク相当額算定について、取得原価に基づく評価に変更した平成22年7月末以降、時価評価を取得原価に基づくものとしていたにもかかわらず、リスク相当額の算定は取得原価を下回る基準価額等を用いて行っていた。などの行為により、自己資本規制比率を誤って算出し、当局へ届け出るなどしていた。	-	23.7~9
	12. 自己資本規 制比率	(4) 自己資本規 制比率の算 出及び把握	第一種 (有価)	自己資本規制比率 の算出誤り	金商法第46条の3第1 項 金商法第46条の4 金商法第46条の6第1 項 金商法第46条の6第3 項	当社における自己資本規制比率の算出状況等について検証したところ、投資有価証券として保有しているA株式の保有額が、固定化されていない自己資本の額に100分の25を乗じて得た額を超えているにもかかわらず、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に定める市場リスク相当額の加算(当該株式に係る市場リスク相当額に100分の50を乗じて得た額)をしておらず、自己資本規制比率を誤って算出し、当局へ届け出るなどしていた。	-	23.7~9

, t	食査マニュア	رال	業種	区分	関係条文等	上	年4月~平成24年3月に検査を終 公表内容	指摘時期
1	<u> </u>		- 本1主	E-73	対が木入寺	月順子次	AMFIE	1016161791
Ⅱ-2-3 業務編·第 二種金融 商品取引 業者	3. 内部管理	(1) 法令上の手 続等	第二種	登録事項等の変更 届出未済	金商法第31条第1項 金商法第50条第1項	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fsa.go.ja/selsc/news/c.2012/2012/2012/20120309-1.htm	24.1~3
Ⅱ-2-3 業務編·第 二種金融 商品取引 業者	る. 内郊答理	(4) 事務処理の 適切性	第二種	集団投資スキーム 持分の私募の取扱 いに係る不備	金商法第40条の3 金商法第37条の3第1 項 金商法第31条第3項	当社が取り扱う匿名組合契約には、出資対象事業の内容、業務の方法が明記されていないほか、匿名組合の営業者の固有財産を管理する銀行口座へ出資金の一部が振り込まれており、当社は分別管理が確保されていない状況下で私募の取扱いを行っていた。さらに、出資対象事業の変更について金商法第31条第3項の届出を行っていないなど、当社においては、全般的に集団投資スキーム持分の私募の取扱いに係る不備が認められた。		24.1~3
Ⅱ-2-4 業務編・投 資助言・代 理業者	1. 投資助言 代理業	(1) 勧誘状況等	助言	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為	金商法第37条第2項	当社は、株式の投資助言業務に関して雑誌に掲載した広告に、イ、「アドバイス通り実行すれば確実に儲かる!」、ロ、過去の助言実績について「年間最低50%の利益確定」と表示をしている。 しかしながら、上記イについては、将来の株価変動は確証ある裏付けがなく不確実なものであるにもかかわらず、断定的な表現を用いており、著しく人を誤認させるような表示であると認められる。また、上記口については、あたかも年間推奨したすべての銘柄の実績であるかのような表示となっているが、実際には、1年間に推奨した約200銘柄のうち約30銘柄の実績に限定したもので、著しく人を誤認させるような表示であると認められ、さらに、当該約30銘柄の実績は、実際には約18%の利益にとどまっており、著しく事実に相違する表示であると認められる。	_	24.1~3
Ⅱ-2-5 業務編·投 資運用業 者	1. 投資運用業	(3) 運用の適切 性	運用	忠実義務違反	金商法第42条第1項	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fsa.go.in/aesc/cows/c-2012/2012/20120323-2.htm	24.1~3
Ⅱ-2-5 業務編·投 資運用業 者	1. 投資運用業	(4) 説明義務	運用	投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を 告知している行為	金商法第38条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O btts://www.fsa.gu.in/sesc/news/s-2012/2012/20120323-2.htm	24.1~3
Ⅱ-2-5 業務編·投 資運用業 者	1. 投資運用業	(4) 説明義務	運用	虚偽の内容の運用 報告書を顧客に交 付する行為	金商法第42条の7第1 号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fsa.go.jp/sess/news/s-2012/2012/20120323-2.htm	24.1~3

	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-5 業務編•投 資運用業 者	1. 投資運用業	(4) 説明義務	運用	運用報告書の未作 成等	金商法第42条の7第1 項	当社は、当社を運営者とする11本の集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)に係る持分の私募及び運用を行っているが、8本のファンドについて平成22年12月末の運用報告書を作成していなかった。また、当社は、平成22年6月末の運用報告書について、遅れて作成を行い、同23年4月1日からその交付を開始しているが、7本のファンド、計195顧客に対しては、当該運用報告書を交付していなかった。		23.4~6
Ⅱ-2-5 業務編•投 資運用業 者		(3) その他検証 状況	審田	虚偽の内容の事業 報告書を作成し、 当局に提出する行 為	金商法第47条の2	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの 勧告公表ページにリンクします)。	O http://www.fna.go.in/sesc/news/s-2012/2012/20120323-2.htm	24.1~3
Ⅱ-2-5 業務編·投 資運用業 者	3. 財産・経理	(1) 純財産額の は高 を は で は で で の す 方 後 で (2) を 産 額 数 出 で で り は で り と は で り と は り と り と は り と り と り と り と り と り と		純財産額が最低純 財産額を下回る状 況	金商法第52余第 「填第 3号	当社の資産の大半はA社に対する貸付金が占めているため、その貸付金の内容について検証したところ、当社は、平成17年6月に、A社との間で金銭準消費貸借契約(元金180百万円、返済期限は同22年6月30日、連帯保証人は当時のA社代表取締役のB氏。以下「当該契約」という。)を締結しているが、当該契約に係る元金及び利息は、返済期限を超えた検査基準日(平成23年4月15日)までの間、全く返済されていない。 A社の状況については、当社は、平成21年秋頃の当社株主総会、取締役会において、監査役等より当該契約に係る問題点を指摘されたが、当社経営陣は、既にA社が休眠状態であることを人づてに聞いていたことや、使用人のからは、貸付金が返済される可能性は低く、不良債権とないは当社の純財産額は金商法第29条の4第1項第5号ロに基づく金商法施行令第15条の9で定める最低純財産額である50百万円を下回る旨の説明を受けたため、A社の返済能力の確認や返済の督促等を行っていなかった。今回の検査期間中、当社はB氏と面会し、A社は多額の負債を抱え、事務所もなく休眠状態であること及びB氏には多額の債務があり、定期的な収入、B氏名義の資産がなく、当該契約に係る担保提供や一部返済等の支払いは困難であることを確認している。上記のとおり、当該契約に係る元金及び利息の回収が極めて困難な状況にあることから、当該契約に基づく元金及び利息を当社の資産から控除して計算すると、平成23年3月末現在、当社の純財産額は最低純財産額を下回っている。以上のとおり、当該契約に係る元金及び利息の回収が極めて困難な状況にあることから、当該契約に基づく元金及び利息を当社の資産から控除して計算すると、平成23年3月末現在、当社の純財産額は最低純財産額を下回っている。以上のとおり、当社の純財産額が法定の純財産額に満たない状況は、投資運用業者に対して、監督上の必分を命ずることができる場合の要件となる金商法第52条第1項第3号に該当するものと認められる。なお、当社の社長は、平成20年10月頃から常勤しておらず、他の非常勤の役員と同様、現状は2か月に1回開催される取締役会に出席するのみであった。また、コンプライアンス室長を兼務している非常勤の取締役は、実質的なコンプライアンス業務を行っていない状況であり、そのような状況の下、当社では、使用人名が実質的な業務運営を行っていたが、最低純財産額を下回る状況が発覚することを回避するために、上記貸付金の返済期限を改ざんしようとしていたなど、極めて不適切な行為が認められた。	http://www.fsa.go.is/sess/news/c 2011/2011/20110705-1.htm	23.7~9

(平成23年4月~平成24年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル 業種 区分 関係条文等 指摘事項 公表内容 指摘時期

※業種については、次のとおりです。

「第一種(有価)」・・・第一種金融商品取引業のうち、有価証券関連業

「第一種(その他)」・・・第一種金融商品取引業のうち、「第一種(有価)」以外(FX等)

「第二種 |・・・第二種金融商品取引業

「運用」・・・投資運用業

「助言 |・・・投資助言・代理業

「登金」・・・登録金融機関

「仲介」・・・金融商品仲介業

「特例」・・・適格機関投資家等特例業務届出者

※当委員会が作成している「金融商品取引業者等検査マニュアル」の項目順での記載となっております。

- 注)1「業種」欄には、指摘事項に係る登録又は届出業種を記載している。
- 注)2 網掛けは、今回公表時において新たに追加した事項である。
- 注)3 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。
- 注)4 この表においては、以下の略称を用いている。
 - 「金商法」・・・金融商品取引法
 - 「金商業等府令」・・・金融商品取引業等に関する内閣府令
 - 「証取法」・・・証券取引法
 - 「証取令」・・・証券取引法施行令
 - 「行為規制府令」・・・証券会社の行為規制等に関する内閣府令
 - 「金融機関府令」・・・金融機関の証券業務に関する内閣府令
 - 「外証法」・・・外国証券業者に関する法律
 - 「外証府令」・・・外国証券業者に関する内閣府令
 - 「金先法」・・・金融先物取引法
 - 「金先規則」・・・金融先物取引法施行規則
 - 「投信法」・・・投資信託及び投資法人に関する法律(平成18年法律第65号による改正前のもの)
 - 「投信法規則」・・・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則
 - 「顧問業法」・・・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
 - 「犯収法」・・・犯罪による収益の移転防止に関する法律
 - 「本人確認法」・・・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
 - 「本人確認法施行令」・・・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令
 - 「公慣規」・・・公正慣習規則